

淀川水系流域委員会 第 24 回委員会 (2003.9.5 開催) 結果概要

03.11.10 庶務作成

開催日時：2003 年 9 月 5 日 (金) 13:30~18:15

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」第 1 展示場

参加者数：委員 31 名、河川管理者 22 名、一般傍聴者 321 名

1 決定事項

- ・意見書のとりまとめは、資料 4「委員会意見書とりまとめの進め方(案)」の内容で進められることが確認された。なお、作業部会メンバーに江頭委員を加えることが提案され認められた。
- ・一般意見への対応について、資料 5-1「第 23 回委員会 (7/12) にて出された意見(中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について)への対応について」の対応案が承認された。

2 審議の概要

第 23 回委員会以降の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

各部会からのとりまとめ(案)の報告

テーマ別部会(環境・利用、治水、利水、住民参加)、地域別部会(琵琶湖、淀川、猪名川)より、資料 2 をもとに各部会とりまとめ案の報告が行われ、その後、主として河川管理者との間で質疑応答が行われた。主な質疑応答は「3 主な意見」を参照。

河川管理者からの淀川水系河川整備計画基礎原案の説明および委員との意見交換

河川管理者より、資料 3-1「淀川水系河川整備計画基礎原案」をもとに、主に説明資料(第 2 稿)からの変更点(内容及び表現、項立ての変更、追記等)を中心に説明がなされた後、委員との意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

意見書とりまとめの進め方

芦田委員長より、資料 4「委員会意見書とりまとめの進め方(案)」をもとに運営会議で議論された意見書とりまとめの進め方について説明があり、スケジュールや作業部会(リーダー：今本委員)の設置等について確認された。

その他

- ・一般意見への対応について
資料 5-1「第 23 回委員会 (7/12) にて出された意見(中間とりまとめへの意見募集に対して滋賀県知事から提出された意見への委員会の対応について)への対応について」をもとに、運営会議で検討された対応案が説明され、了承された。
- ・河川管理者からの要請に対する回答について(対話集会のテーマおよびファシリテーター)
資料 5-2「河川管理者からの要請に対する回答について」をもとに、本回答作成までの

経緯の説明および回答の報告が行われた。

・河川管理者が計画中の対話集会について

河川管理者より、参考資料 2「住民対話集会について」をもとに、現在計画中の対話集会について説明がなされた。また、河川管理者からの「円卓会議に委員会より 2、3 名参加してほしい」との要請については、委員より「委員は円卓につかない方が良いのでは」との意見があり、ファシリテーターに再度確認することとなった。なお、2、3 名の委員の選出については、河川管理者より「運営会議にお願いできればと考えている」との発言があった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 5 名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

各部会からのとりまとめ(案)の報告

テーマ別部会（環境・利用、治水、利水、住民参加）、地域別部会（琵琶湖、淀川、猪名川）より、資料 2 をもとに各部会とりまとめ案の報告が行われ、その後、主として河川管理者との間で質疑応答が行われた。

環境・利用部会からの報告に関する主な意見

- ・これまでも議論してきたことだが、川が川をつくる、あるいは順応的な管理ということを行いながら、全体計画を明確に示せということに矛盾を感じる。この部分がわかりにくいので、今後の部会で徹底的に議論させていただきたい。（河川管理者）

治水部会からの報告に関する主な質疑応答

- ・魚類等の遡上、降下に関し、「現在の技術面から抜本的な対策が早期に確立される」という部分について、どういうことが教えてほしい。（河川管理者）

これはダムを対象とした意見で、高さ数十メートルのダムに魚道を整備する効果への疑問や、新たに魚道を整備することが別の環境破壊を生む危険があるということ、抜本的な対策をする必要があるという意味である。

利水部会からの報告に関する主な質疑応答

- ・「中・長期の気象予報等の支援情報」という部分の、「中・長期」のイメージを教えてください。また、水需要管理という言葉だが、需要そのものを減らすことと川からの取水を減らすことは必ずしも一致しない。川からの取水を減らすことがここで言う水需要管理ということでもいいのか。そうであれば、この言葉は適切だろうか。（河川管理者）

現在洪水の管理において、短期の気象予測の精度が上がってきていることをふまえ、今後はさらに長期的な気象予測を渇水予測や渇水時のコントロールに生かせないか検討してほしい、という意見である。水需要管理という言葉については、問題提起としてお伺いしておき、また議論させていただきたい。

住民参加部会からの報告に関する主な意見

- ・新しい課題が多く、時間をかけて議論すべき問題も多いので、次回以降、特にファシリテーターを立てた対話集会について検討していただきたい。（委員長）

琵琶湖部会からの報告に関する主な質疑応答

- ・ P10 の住民との連携という部分で、「流域全体の治水・利水・環境を調和させる新たなシステムを作る、という試みを」という指摘があるが、これは河川レンジャーについての指摘なのか、あるいは別のシステムを考えないといけないということなのか。(河川管理者)

河川レンジャーだけでなく、全体的なことを言っている。住民参加部会と一緒に考えていくことが必要だと思う。

淀川部会からの報告に関する主な意見

- ・ 降雨予測の技術を活用し予備放流を早めに行えるようになれば琵琶湖の容量を利用した洪水調節が可能だと思うが、将来的にそのようなことは考えられているのか。資料 2-1 で河川管理者への質問として出しているのもまた機会があれば答えてほしい。

猪名川部会からの報告に関する主な意見

- ・ P40 に「ダム建設に関する社会的合意、有効性の客観的認知についての基準」という言葉があるが、この基準の内容についてまた具体的に教えてほしい。(河川管理者)

河川管理者からの淀川水系河川整備計画基礎原案の説明および委員との意見交換

河川管理者より、資料 3-1「淀川水系河川整備計画基礎原案」をもとに、主に説明資料(第 2 稿)からの変更点(内容及び表現、項立ての変更、追記等)を中心に説明された後、委員との意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

< 「住民」という言葉の内容について >

- ・ P1 で説明資料(第 2 稿)では住民団体や関係機関等の言葉が使われていた部分が今回は「淀川水系流域委員会、住民、自治会等からの意見を聞き」とまとめられているが、例えば自然保護団体はどこに入るのか。

「住民」か「等」のどちらかに入る。河川法で「学識経験者」「公聴会の開催等による住民意見の反映」「地方公共団体の長」から意見を聞くということなので、それに対応させる形で書いている。(河川管理者)

本日の説明では、同じ「住民」との記述でも、ある部分では区長のような住民代表、別の部分では専門的な活動をされている方を意味している、とのことだったが、それでは場面によって行政に都合のいいように解釈されるのではと危惧を感じる。

説明の仕方がまずく混乱をさせたかもしれないが、意味が異なる場合は記述を変えており、基礎原案の P35 水質の部分、P47 水需要の部分等ではそれぞれ「水質特性に詳しい学識者や住民活動に詳しい有識者」、「水需要抑制の実践者などの有識者」といった記述をしている。(河川管理者)

< 「検討・実施」について >

- ・ P1 「今後 20 年から 30 年に実施、或いは検討する具体的施策を取りまとめ」とあるが、この「検討」は幅が広すぎるので区切りをつけるべき。また、「『実施』とされたものについては～モニタリングを行う」とあるが、これには事業効果のモニタリングも入るのか。

「検討」については、整備内容シートに載せているスケジュールで検討の範囲を示

している。モニタリングは、その事業効果も含めた形になる。(河川管理者)

- ・P1で「検討・見直しの結果がでた時点で」という言葉が追加されているが、結果が出るまで流域委員会や住民、自治会は関われないのかと疑問を感じた。

< 利水 >

- ・利水の部分は、第2稿と基礎原案でほとんど変更がない。この3ヶ月委員会の議論を受けて河川管理者は何をしてきたのか。整備内容シートには3ヶ月の成果を反映していただきたい。

最初に「水需要抑制」をもってきたことが今回の変更点である。水需要の精査確認はダムを含め、様々なこと的前提であることは我々もよく認識しているが、今の時点で書けることというと、水需要の精査確認という言葉になってしまう。(河川管理者)

- ・「ダムを中心とした新たな水資源には頼らない、そのための水需要抑制である」という基本的な考え方が書かれていないところに問題がある。

スタンスとしては「まず転用を」という姿勢を出しているつもりである。(河川管理者)

< ダム >

- ・現在検討中の段階で「有効」という言葉を使うと、最終的な判断としての「有効」と混乱しやすい。「現時点の検討では効果がある」などの言葉を使ってはどうか。

この場合、ダムの目的の一部について有効であり、ダム全体としての評価はまだという考え方で書いている。(河川管理者)

- ・P29の4.7.1「ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する」ということについて、もう少し詳しく説明してほしい。

ダム計画が実施されるにしても万一中止されるにしても、その地域社会の今後のことを考える必要があるということで、その際には関係機関等と連携して検討していくということである。(河川管理者)

「ダム水源地域の活性化に向けた取り組み」に関しては、具体的に何をしていくかという部分をさらに充実してほしい。このことは委員会でももっと議論すべき。

- ・P29の4-7「ダム」の項のどこにも住民参加が出てこない。特に「妥当と判断される場合に実施する」というところに関して、社会的合意及び住民の意見を反映するプロセスをきちんと書くべきではないか。

この計画自体が流域委員会や住民、自治体等から意見を聴いて作っていくものと考えているため、「はじめに」の項にそのように記述している。(河川管理者)

- ・ダムを実施する場合の条件の1つとして「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合」という表現が前から出ているが、経済的に実行可能というのに何らかの指標はあるのか。

絶対的な基準はないが、費用対効果が1以上というのは一つの基準としてある。(河川管理者)

- ・現在の法体系のもとでは、ダムを建設する場合の方がダム以外のものを建設する場合に比べて多くの予算がつきやすいというような仕組みがあるのか。

現在河川事業等についての枠組みがあり、その枠組みに沿って予算の割当ができてくるので、河川管理者の範疇を超えるような新たなものに費用を当てようとする場合、ハードルが出てくるだろう。(河川管理者)

- ・ダムの補償は、どのような考え方、或いは基準で出されているのか。

ダム事業の場合、公共補償の基準と同じであり、公共工事に伴う一般補償基準要綱というものに基づいて補償を行っている。(河川管理者)

ダムで水没する場合は移転に対し補償があるが、他の事業等で水害を防止するために移転する際には何も補償はないということか。

例えば先ほど猪名川部会からも提案のあったような、浸水地域から移転していただくといった場合、それを補償するような制度はないと思う。(河川管理者)

<水質>

- ・水質に関して、P20 からと P49 に「総負荷量管理」という言葉が出てきており、委員会からの提言を採用したことは評価できる。権限の関係で河川管理者が独自の水質基準を設定するのは難しいが、河川法の改正を受け河川管理者も積極的に水質の管理に乗り出そうということを宣言していると受け取っていいのか。

特に水質は流域全体で取り組むべき問題であるが、そのことを呼びかけるときに総負荷量管理ということを考えるべきという意味で提案させていただいた。現在、総負荷量管理を検討する協議会の設置を検討している。(河川管理者)

- ・P21 の上から 6 行目「河川、湖及びダムの環境基準を達成することを目標とするのにとどまらず」とあるが、これには定められた目標値があるのか。

河川、湖沼それぞれの区域を区切って設定されている環境基準があるので、それを目標とするのにとどまらずという意味で書いている。

<住民参加>

- ・P1 で「淀川水系流域委員会、住民、自治体等の意見を聴き」とあるが、この三者の意見が一致しない場合どのような対応をされるのか。

それぞれの意見を聴いたうえで、最終判断は河川管理者が行う。(河川管理者)

- ・河川の中だけでやるのではなく、住民や農林水産省、農業関係者等が入って流域対応を考える場をどのように構築するかをもう少し議論したい。現在様々な部会に分かれてしまっているが、各委員がこの基礎原案を精査し、お互いに議論しあう勉強会を開催してはどうか。

- ・河川レンジャーについては、試行する前に決めておくことと、実際に任命した人たちと一緒に試行しながら決めていくこととを明確にして、段階を踏んで行うべき。

現在淀川河川事務所では既に河川レンジャーの検討会を発足しており、その中である程度議論して方向を決定した上で、任命した方にはそれを踏まえて試行していただきたいと思っている。また、この検討会と流域委員会とにずれがないよう、委員会から数名の委員に入ってもらってアドバイスを受けながら進めていくつもりである。(河川管理者)

どのような人を任命するのか。批判的な人は外す等を避けるために、例えば公募も考えているのか。

ただ公募をしたらいいというわけにもいかないと思うので、検討会で選び方も検討していただくつもりである。(河川管理者)

<その他>

- ・P30「関連施策」の4.8.1の6)「利用者のニーズを踏まえたユニバーサルデザイン」とは、どういう意味か。

利用者のニーズを踏まえた、だれにでも受け入れられるような、広い合意が得られるようなデザインということだ。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から発言があった。

- ・大津放水路の全区間の整備をお願いしたい。これまでも様々な機会に意見を述べさせてきていただいたが、本日出された基礎原案にも何も書かれていないので非常に落胆している。
- ・利水について深まっていない。先日新聞報道された阪神水道企業団のダムからの撤退に関しても早く明確にしてほしい。間接的にはあるが、阪神水道企業団としては近畿地方整備局に対し、ダムからの利水の返上について相談していると聞いている。ダムについては、まだ委員会と河川管理者の間に剥離があると思うので、委員会はダムについては白紙の状態、本当に必要かを検討してほしい。

前回の猪名川部会で議論されたこととも関わるので、委員会としても河川管理者に回答をお願いしたい。(委員)

阪神水道企業団からは撤退を決定したという報告は受けていない。基礎原案にも書いてあるように、転用元となりうる可能性について話はしているが、どれだけの量になるかといった話にはなっていない。(河川管理者)

- ・利水について、精査・確認の目標の時期を委員会で設定してはどうか。また、基礎原案のP27ダムの項目4.7.1の(1)の記述や(3)の中の1)と3)の内容に疑問を感じているので、特にこの部分についてよく検討してほしい。
- ・参考資料1-1の389-1、390-1、394-1で、大阪府や阪神水道企業団のダムからの撤退についての新聞記事と、それに関連して余野川ダムの利水振り替え案や奈良県の川上ダムの利水からの撤退に関して掲載していただいているので参照してほしい。
- ・河川管理者を訪ねて資料の提供をお願いしたが、説明した通りの資料がもらえなかった。住民にきちんとした資料を渡さず、説明不足であると感じるので、その点を委員会で議論してほしい。

要求した資料がもらえなかったという件についてはフォローさせていただきたい。(河川管理者)

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。